

第 7 期嬉野市農業委員会
第 8 回定例総会議事録

令和 7 年 3 月 3 日

嬉野市農業委員会

第7期嬉野市農業委員会 第8回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地等形状変更届出について		
	1	久間丹生野 田の嵩上げ	R7. 3.3	報 告
	2	吉田五斗別当 基盤整備	R7. 3.3	報 告
報告第2号		農地法第5条の規定による許可申請の取下願い		
	1	久間後山 太陽光発電設備設置	R7. 3.3	報 告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下宿岳ヶ 外2筆	R7. 3.3	承 認
	2	下宿岳ヶ 外2筆	R7. 3.3	承 認
	3	五町田今川	R7. 3.3	承 認
	4	久間二本松	R7. 3.3	承 認
	5	馬場下畦川内 4	R7. 3.3	承 認
	6	谷所茂手	R7. 3.3	承 認
	7	谷所茂手 外1筆	R7. 3.3	承 認
	8	久間藤原	R7. 3.3	承 認
	9	久間藤原	R7. 3.3	承 認
	10	久間藤原 外9筆	R7. 3.3	承 認
	11	下宿三本松	R7. 3.3	承 認
	12	下野一本杉三 外1筆	R7. 3.3	承 認
	13	吉田樋口 外1筆	R7. 3.3	承 認
	14	岩屋川内大久保	R7. 3.3	承 認
	15	五町田谷	R7. 3.3	承 認
	16	五町田谷	R7. 3.3	承 認

	17	五町田谷	R7. 3.3	承 認
	18	五町田谷	R7. 3.3	承 認
	19	五町田谷	R7. 3.3	承 認
議案第 2 号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定（中間管理機構）		
	塩 1~108	大草野臥木 外 211 筆 賃借権・使用貸借権	R7. 3.3	承 認
	嬉 1~133	上岩屋 外 329 筆 賃借権・使用貸借権	R7. 3.3	承 認
	市 1~13	五町田谷 外 17 筆 賃借権(ハウス第 2 団地)	R7. 3.3	承 認
	市 1~15	五町田立割 外 27 筆 賃借権・使用貸借権	R7. 3.3	承 認
議案第 3 号		嬉野市地域計画策定に伴う意見聴取について		
	1	嬉野市 7 地区	R7. 3.3	承 認
議案第 4 号		農地法第 3 条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内祭代 譲渡	R7. 3.3	許 可
	2	大草野中深 外 9 筆 贈与	R7. 3.3	許 可
	3	谷所一本柳 売買	R7. 3.3	許 可
	4	吉田一本松 外 1 筆 特定遺贈	R7. 3.3	許 可
	5	吉田峠 贈与	R7. 3.3	許 可
	6	久間丹生野 売買	R7. 3.3	許 可
	7	下野一本杉 売買	R7. 3.3	許 可
	8	下野一本杉五 外 1 筆 売買	R7. 3.3	許 可
議案第 5 号		農地法第 4 条の規定による申請の承認について		

	1	下野二本松 駐車場	R7. 3.3	承 認
	2	下宿五本松 外 1 筆 太陽光発電設備	R7. 3.3	承 認
議案第 6 号		農地法第 5 条の規定による申請の承認について		
	1	久間二本松 駐車場及び資材置場	R7. 3.3	承 認
	2	下宿三本松 一般住宅	R7. 3.3	承 認
議案第 7 号		非農地証明願について		
	1	久間後山 原 野	R7. 3.3	決 定
	2	下野米ノ山 駐車場	R7. 3.3	決 定
	3	下野大久保 駐車場	R7. 3.3	決 定
	4	下宿三本松 宅 地	R7. 3.3	決 定
	5	岩屋川内山伏塚 駐車場	R7. 3.3	決 定
	6	谷所梅谷 外 2 筆 山林・原野	R7. 3.3	決 定

第7期嬉野市農業委員会 第8回定例総会議事録

1 招 集 年 月 日 令和 7 年 3 月 3 日

2 招 集 場 所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室

3 開 会 日 時 開会 3月3日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及 び 宣 告 閉会 3月3日 午後2時48分 議長 石橋 勇市

4 会議の公開の 公開
可 否 ・ 理 由 農業委員会等に関する法律第32条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
会長	石橋 勇市	○	議 長	7	田中 嘉靖	○	事前審査班長
1	嬉野 奉文	○		8	永尾 智子	○	憲 章 朗 読
2	吉田 正幸	○		9	中村 法嗣	○	
3	織田 伊津子	○		10	峰松 善継	○	
4	前田 安一	○		11	辻 知子	○	
5	志田 義信	○	議事録署名	12	峰 正巳	○	
6	梶原 文雄	○	議事録署名				

(事 務 局)

氏 名	出欠	備 考	氏 名	出欠	備 考
大 曲	○	局 長	永 田	○	主 査
西 田	○	主 任	中 山	×	

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

8 報 告

報告第1号	農地等形状変更届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について	1件

9 議 案

議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	19件
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について	別添
議案第3号	嬉野市地域計画策定に伴う意見聴取について	別添
議案第4号	農地法第3条の規定による申請の許可について	8件
議案第5号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第6号	農地法第5条の規定による申請の承認について	2件
議案第7号	非農地証明願について	6件

10 その他

議長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。
委員 （質問等）なし

地域担当・班長 （回答等）なし

事務局 （説明等）なし

議長 他にありませんか。
委員 〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長 無いようですので、質疑を終結し、報告第1号、整理番号1番を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号2番です。

申請人は、西吉田の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字吉田 ^{ごとべつとう}五斗別当 丁○○番

地目は田で、面積は692㎡です。

事由は、基盤整備（当該地は昨年転用申請した農地の残地で、一部に1.5mほどの段差があり、その部分への進入が困難であった。耕作・管理を行いやすくするため段差の切り下げを行いたい）ということです。

隣接は、東は道路、西南北は里道 です。

図面は4ページと5ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 この件について、峰委員、地域担当委員としての説明、意見を願います。

地域担当 （説明等）継続案件のため問題ないと思います。

議長 続いて、事前審査の結果について、田中 委員、班長として報告をお願いします。

班 長 （事前審査の結果報告等）地域担当委員からも説明があったとおり問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。
委員 （質問等）なし

地域担当・班長 （回答等）なし

事務局 （説明等）なし

議長

他にありませんか。

委員

「無し。」と呼ぶ者あり。

議長

無いようですので、質疑を終結し、報告第1号、整理番号2番を終わります。

[illegible]

議	長
---	---

それでは、報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願についてを議題とします。

整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページ、整理番号 1 番です。

貸付人は、光 武の ○○ ○○ 様です。

借受人は 京都市 の ○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○○ 様

所在地は、大字 久間 後山 乙〇〇番

地目は田、面積は 1.269 m²です。

目的は 太陽光発電設備設置 です。

事由は、申請地は土地改良法による換地処分された土地で、第1種農地に該当するため、転用の許可基準に該当がなく申請が出来なくなったため ということです。

なお、この案件は令和 7 年 2 月 3 日 第 7 回総会 議案第 5 号 整理番号 1 番を許可相当と県に副申しており、今回、非農地証明願として議案第 7 号として審議をお願いするものです。

図面は 7 ページと 8 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議	長
---	---

それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議長

他にありませんか。

委員

「無し。」と呼ぶ者あり。

議長

無いようですので、質疑を終結し、報告第 2 号 整理番号第 1 番を終わります。

[illegible]

議	長
---	---

それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。
皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画の解約について 整理番号 1 番から 19 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

議	長
---	---

事務局

農用地利用集積計画の解約分 整理番号 1 番から 19 番までについて です。

貸し手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 ○○ ○○ 様、外1名様、外18名様、

借り手人は 下不動産 の ○○ ○○ 様、外 12 名様です。

所在地は、大字 下宿 岳ヶ 丙〇〇番 外 34 筆、

地目は田畑で、面積は田が 34,587 m²、畑が 35,393 m²、

田畑合計で 69,980 m²です。

利用権区分は使用貸借権・賃借権^{しょうたいしゃくけん ちんしゃくけん}で、目的は米・茶・野菜・袷^{あじ}・自己保全です。

期間は平成25年9月10日から令和22年5月31日まで で、

解約理由は、備考欄に記載されているとおりです。

なお、合意解約及び 18 条合意解約をした旨の通知を受けております、以上です。

議長

委員

事務局

議長

委員

議長

「全員挙手」

議	長
---	---

[illegible]

議長

別添の表 1 ページから 13 ページ、利用権設定について塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号 1 番から 108 番までについて、一括審議したい
と思います。異議ありませんか。

委 員

議	長
---	---

農業政策課

別添の表 1 ページから 13 ページをご覧ください。
利用権設定塩田町の分 整理番号 1 番から 108 番までについて です。
貸し手人は 南上 の ○○ ○○ 様、外 100 名様
借り手人は 谷 の ○○ ○○ 様、外 56 名様です。
所在地は、大字 大草野 臥木 甲○○番 外 211 筆、
地目は田畑で、面積は田が 202,774.91 m²、畑が 33,891 m²、
田畑の合計で 236,665.91 m²です。

利用権は、^{ちんしゃくけん}賃借権・^{たいししゃくけん}使用貸借権で、期間は 1 年 5 ヶ月から 20 年で、新規及び
再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各
要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号 1 番から 108 番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号 1 番から 108 番
について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定利用権設定について塩田町の分 整理
番号 1 番から 108 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

次に別添の表 14 ページから 29 ページ、利用権設定について嬉野町の分です。
皆さんに、お諮りします。

利用権設定嬉野町の分整理番号 1 番から 133 番までについて、一括審議したい
と思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 嬉野町の分 整理番号 1 番から
133 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 14 ページから 29 ページをご覧ください。
利用権設定嬉野町の分 整理番号 1 番から 133 番までについて です。
貸し手人は 下 宿 の ○○ ○○ 様、外 114 名様
借り手人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、外 59 名様です。

所在地は、大字 下宿 一本松 丁〇〇番 外 329 筆、
地目は田畑で、面積は田が 115,577 m²、畑が 247,631.41 m²、
田畑の合計で 363,208.41 m²です。

利用権は、賃借権^{ちんしやくけん}・使用貸借権^{たいしやくけん}で、期間は 10 月から 10 年 11 月で新規及
び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各
要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、嬉野町の分整理番号 1 番から 133 番について、質疑を行ないます。
質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分 整理番号 1 番から 133 番
について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について嬉野町の分
整理番号 1 番から 133 番については、原案のとおり承認することに決定しまし
た。

議 長

次に、別添の表 30 ページから 31 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。
皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画の決定について整理番号 1 番から 13 番までについて、一
括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。農用地利用集積計画の決定について 整理番号 1 番から
13 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 30 ページから 31 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について 整理番号 1 番から 13 番までに
ついてです。

貸し手人は 南 の 〇〇 〇〇 様、外 12 名様

借り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社

理事長 〇〇 〇〇 様 です。

所在地は、大字五町田 谷 乙〇〇番 外 17 筆、

地目はすべて田で、面積が合計で 29,736 m²です。

利用権は、賃借権で、期間は 5 年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、農用地利用集積計画の決定について 整理番号 1 番から 13 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

農業政策課

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画の決定について 整理番号 1 番から 13 番について、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について 整理番号 1 番から 13 番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表 32 ページから 33 ページ、利用権設定 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号 1 番から 15 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 15 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 32 ページから 33 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分 整理番号 1 番から 15 番までについてです。

貸し手人は 袋 の ○○ ○○ 様、外 14 名様

借り手人は 農事組合法人 ○○ 代表理事 ○○ ○○ 様 です。

所在地は、大字五町田 立割 甲○○番 外 27 筆、

地目は田畑で、面積は田が 43,055 m²、畑が 4,738 m²、

田畑の合計で 47,793 m²です。

利用権は、賃借権・使用貸借権^{ちんしゃくけん}・使用貸借権^{たいしゃくけん}で、期間は 7 年から 20 年で新規及び再設定です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○ ○○ 様が転貸人でありま

について説明いただきたい。

農業政策課

(回答等) 先ずは図面を各地区にお渡しして、年に1回以上は見直しをかけて完成度を高めてまいります。

議長

他にありませんか。

委員

「「無し。」と呼ぶ者あり。」

議長

この場ではこれ以上無いようですので、一旦、期限を3月7日(金)までとしてご意見等がある委員は農業委員会若しくは農業政策課までお願いします。

その後、パブリックコメントと公告を行い、4月1日より地域計画が発動される運びとなります。

[illegible]

議長

次に、議案第４号 農地法第３条の規定による申請の許可について を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 14 ページ、整理番号 1 番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様

譲受人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 岩屋川内 ^{さいだい} 祭代 乙〇〇番

地目は畑で、面積は 177 m²です。

譲渡理由は耕作地の譲渡のため、譲受理由は耕作地の譲受です。

図面は 17 ページから 18 ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号 1 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

事務局

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

「無し。」と呼ぶ者あり。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第４号 農地法第３条の規定による申請の許可について 整理番号１番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

議長
事務局

次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
整理番号 2 番、贈与(家督相続で長男が相続したが、現に耕作している弟へ贈与する)による所有権の移転です。
譲渡人は 三 坂 の ○○ ○○ 様
譲受人は 南 上 の ○○ ○○ 様、
所在地は、16 ページ 別紙① に参照のとおりです。
地目は田畑で、面積は田が 1,481 m²、畑が 3,574 m²、
田畑の合計で 5,055 m²です。
譲渡理由は兄から弟へ贈与のため、譲受理由は兄より贈与です。
図面は 19 ページから 24 ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

事務局

(回答等) な し

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

事務局

次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 3 番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 福岡市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 三ヶ崎 の 農事組合法人 ○○

代表理事 ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 谷所 一本柳 乙○○番

地目は田で、面積は 1,508 m²です。

譲渡理由は農業廃止ため、譲受理由は譲渡人の希望によりです。

売買価格は、反当たり 198,939 円、全体で 300,000 円です。

図面は 25 ページから 26 ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号 3 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 3 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 3 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 4 番、特定遺贈 による所有権の移転です。

譲渡人は 東京都 の 遺言公正証書 遺言者 ○○ ○○ 様

譲受人は 峰川原 の 特定遺贈 受遺者 ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 吉田 一本松 乙○○番 外 1 筆

地目はすべて畑で、面積は合計で 354 m²です。

譲渡理由は特定遺贈で遺言者へ遺贈ため、

譲受理由は特定遺贈での受遺によるものです。

図面は 27 ページから 28 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 4 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 本案件は公証役場をとおしてありますか。

事務局 (回答等) 公証役場を介したものになります。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 4 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 5 番、贈与 による所有権の移転です。

譲渡人は 西吉田 の ○○ ○○ 様

譲受人は 西吉田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 吉田 峠 丁○○番

地目は田で、面積は 708 m²です。

譲渡理由は労力不足ため、

譲受理由は譲渡人の希望によりです。

図面は 29 ページから 30 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 5 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 5 番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号 6 番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 堤ノ上 の ○○ ○○ 様

譲受人は 堤ノ上 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 丹生野 丙○○番

地目は畑で、面積は 24 m²です。

譲渡理由は経営縮小ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 1,250,000 円、全体で 30,000 円です。

図面は 31 ページから 32 ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号 6 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号6番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号7番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 井手川内 の ○○ ○○ 様

譲受人は 井手川内 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一本杉 甲○○番

地目は田で、面積は142㎡です。

譲渡理由は相手側の要望ため、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり704,225円、全体で100,000円です。

図面は33ページから34ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号7番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

(質問等) な し

事 務 局

(回答等) な し

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号7番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号8番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 広島市 の ○○ ○○ 様

譲受人は 下吉田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下野 一本杉五 乙○○番 外1筆

図面は 35 ページから 36 ページをご覧ください。以上です。

事務局 (回答等) な し

「全員挙手」

議案第４号 農地法第３条の規定による申請の許可について 整理番号８番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	田中班長、審査結果の報告をお願いします。
班 長	（事前審査の結果報告等）現場を確認しましたが、特に問題はないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 (質問等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

議長 他にありませんか。
委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。
議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について 整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号 2 番です。
申請人は 今寺 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下宿 五本松 甲○○番 外 1 筆
地目は畑・宅地で、面積は畑が 132 m²、宅地が 71.16 m²、
田畑の合計で 203.16 m²です。
農地区分は第 2 種農地、用途目的は太陽光発電設備です。
事由は、申請地に太陽光発電設備を設置し、発電した電力を自家消費とするため同時利用地の宅地(甲○○○○)を含み転用したい ということです。
東西北は宅地、南は里道 です。
図面は 40 ページから 41 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 嬉野委員若しくは永尾委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
地域担当 (説明等) 嬉野委員～ 個人の自家消費のため問題ないと思います。

議長 田中班長、審査結果の報告をお願いします。
班 長 (事前審査の結果報告等) 近隣農地に影響を及ぼすこともないと思いますのでご審議の方よろしくをお願いします。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

他にありませんか。

「「無し。」と呼ぶ者あり。」

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

[illegible]

次に、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認についてを議題とします。整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 42 ページ、整理番号 1 番です。

譲渡人は 冬 野 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 湯野田 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 久間 二本松 甲〇〇番

地目は田で、面積は 371 m²です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場及び資材置場です。

事由は、申請地の隣接宅地をリフォームするにあたり、住宅への進入路及び駐車場の確保が必要となった。又、仕事の関係で資材を一時的に保管することもあり、一部を資材置場として転用したい ということです。

東は道路、西は田、南は宅地、北は水路・宅地です。

親子間の贈与です。

図面は 43 ページから 44 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

志田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
(説明等) 申請内容については一定の合理性もあるため問題ないと思います。

田中班長、審査結果の報告をお願いします。

（事前審査の結果報告等）近隣農地に影響を及ぼすこともないと思いますの

でご審議の方よろしく申し上げます。

議長
委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事務局

(説明等) な し

議長
委員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。
議案第6号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番です。

譲渡人は 下 宿 の ○○ ○○ 様、
譲受人は 下 宿 の ○○ ○○ 様、外1名様
所在地は、大字 下野 三本松 甲○○番
地目は畑で、面積は 204 m²です。

農地区分は第3種農地、用途目的は一般住宅【第二種住居地域】です。

事由は、同町内のアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に一般住宅用地として転用したい ということです。

東は畑、西は道路、南北は宅地です。

売買価格は、反当たり 30,397,053 円、全体で 6,201,000 円です。

図面は 45 ページから 46 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長
地域担当

嬉野委員若しくは永尾委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
(説明等) 嬉野委員～ 3種農地でもあるため問題ないと思います

議長
班 長

田中班長、審査結果の報告をお願いします。
(事前審査の結果報告等) 住宅誘導地域なので問題はないと思います。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
（質問等） 嬉野委員～ これは共有名義となるのでしょうか。

事務局 (説明等) 共有名義とのことです。

他にありませんか。

「「無し。」と呼ぶ者あり。」

無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

異議無しと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

[illegible]

次に、議案第 7 号 非農地証明願について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

整理番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 47 ページ、整理番号 1 番です。

申請人は 光 武 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 久間 後山 乙〇〇番

地目は田で、面積は 1,269 m²です。

状況は、原野 です。

事由は、申請地は耕作がなされておらず、周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地証明をお願いしたい ということで、報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願いの関連案件です。

東は水路・山林、西は水路・道路、南は水路・ため池、北は田・水路 です。

図面は 49 ページから 50 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

志田 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

(説明等) 耕作放棄地の打開策としてやむを得ないと判断しました。

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 末端の農地で近隣農地に影響を及ぼすこともないと思います

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 1 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 7 号 非農地証明願について 整理番号 1 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長 次に、整理番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 2 番です。

申請人は 南 上 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 下野 米ノ山 丙○○番

地目は畑で、面積は 124 m²です。

状況は、駐車場 です。

事由は、申請地は平成 8 年頃から駐車場として利用していました。

登記地目を変更し、所有権移転登記をするため、非農地証明をお願いしたい
い ということで、始末書も添付されています。

東は里道、西は道路、南北は宅地 です。

図面は 51 ページから 52 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 田中 委員、地域担当委員及び班長としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 (説明等) 始末書も添付されており問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) な し

地域担当・班長 (回答等) な し

事務局 (説明等) な し

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第7号 非農地証明願について 整理番号2番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長

事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

申請人は 式浪の〇〇〇〇様

所在地は、大字 下野 大久保 〇〇 〇〇 番

地目は田で、面積は351㎡です。

状況は、駐車場です。

事由は、申請地は昭和47年に一般住宅用地として農地転用許可を受けたが、建築に至らず駐車場として利用していました。現況も雑種地であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されています。

東西は宅地、南は畑・宅地、北は道路です。

図面は53ページから54ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

地域担当

田中 委員、地域担当委員及び班長としての説明、意見をお願いします。

(説明等) 相当年数が経過しており問題はないと思います。

議長

委員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) なし

地域担当・班長

(回答等) なし

事務局

(説明等) なし

議長

委員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第7号 非農地証明願について 整理番号3番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長

事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

申請人は 下宿の〇〇〇〇様

所在地は、大字 下宿 三本松 甲〇〇番

地目は畑で、面積は 169 m²です。

状況は、宅地 です。

事由は、申請地は昭和 62 年、区画整理事業施工時に、地目が宅地に変更されているものと思い、住宅を建築してしまいました。現況も宅地であり登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということで、始末書も添付されています。

東は宅地・道路、西は畑、南は畑・道路、北は畑・宅地 です。

図面は 55 ページから 56 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

嬉野委員若しくは永尾委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
(説明等) 嬉野委員～ 始末書も添付されており問題ないと思います。

議 長
地域担当・班長

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) 現場を確認しましたが、特に問題はないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 4 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 7 号 非農地証明願について 整理番号 4 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

議案書 48 ページ、整理番号 5 番です。

申請人は 佐賀市 の ○○ ○○ 様

所在地は、大字 岩屋川内 ^{やまぶしづか} 山伏塚 甲○○番

地目は田で、面積は 219 m²です。

状況は、駐車場 です。

事由は、申請地は、以前の所有者より、平成 29 年から駐車場として、賃借権

設定し利用されていました。現況も雑種地であり、登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたい ということで、始末書も添付されています。

東は道路、西は宅地、南は田(雑種地)、北は道路 です。

図面は 57 ページから 58 ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。

議 長
地域担当

峰松委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

(説明等) 始末書も添付されており問題ないと思います。

議 長
地域担当・班長

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

(説明、事前審査の結果報告等) この現場を確認しましたが、特に問題はないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

地域担当・班長

(回答等) な し

事 務 局

(説明等) な し

議 長
委 員

他にありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 5 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第7号 非農地証明願について 整理番号 5 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

整理番号 6 番です。

申請人は 下 童 の ○○ ○○ 様 外 2 名様

所在地は、大字 谷所 梅谷 甲○○番 外 2 筆

地目はすべて畑で、面積は合計で 2,246 m²です。

状況は、山林・原野 です。

事由は、申請地は昭和 60 年頃から耕作がされておらず、山林・原野化している状況である。登記地目を変更したのち、同時利用地の山林(甲○○、甲○○)を含み、木を伐採し観音様までの管理用道路を施工する計画をしているため、非農地証明をお願いしたい ということです。

東は畑・里道、西南は畑・山林、北は畑・墓地 です。

図面は 59 ページから 60 ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。

吉田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。
（説明等）相当年数が経過しているため問題はないと思います。

田中 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。
（説明、事前審査の結果報告等）現地を確認しましたが、特に問題はないと思います。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

(質問等) な し

(回答等) な し

(説明等) な し

他にありませんか。

「「無し。」と呼ぶ者あり。」

無いようですので、採決に入ります。整理番号 6 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議無しと認めます。

議案第 7 号 非農地証明願について 整理番号 6 番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

「無し。」と呼ぶ者あり。

それでは、会議を閉じます。
第7期嬉野市農業委員会第8回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 28 分 閉会)

それでは、その他の事項について、事務局説明をお願いします。

次の総会と事前審査の日程についてお知らせします。

次回、第9回の総会は、令和7年4月2日 水曜日、午後1時30分から、
嬉野市役所 塩田庁舎 3-2 会議室 で開催します。

事前審査は、3月28日 金曜日 午前8時半から実施です。

担当は4班（2Gr）です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月3日

嬉野市農業委員会第8回定例総会議長

署名委員（志田委員）

署名委員（梶原委員）
